

第 1 4 移動タンク貯蔵所

1 移動タンク貯蔵所の基準

危政令第 1 5 条第 1 項に規定する移動タンク貯蔵所の技術上の基準については、移動タンク指針によるほか、次による。

(1) 移動タンク貯蔵所の常置場所◆

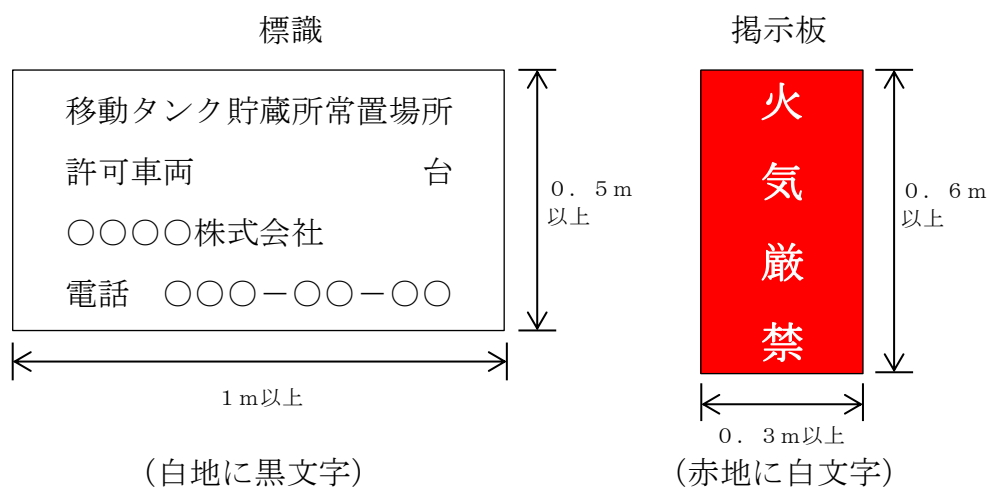
危政令第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定する常置場所は、次による。

ア 「屋外の安全な場所」とは、常時火気を使用する場所から 5 メートル以上離隔した場所とする。

イ 常置場所には、移動タンク貯蔵所の常置場所である旨の標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設ける（第 1 4 - 1 図参照）。

なお、標識は幅 1 メートル以上、長さ 0. 5 メートル以上とし、掲示板は幅 0. 3 メートル以上、長さ 0. 6 メートル以上とする。

ウ 車体の見やすい位置に「〇〇市〇〇町」と常置場所を記載する。



第 1 4 - 1 図 常置場所の標識及び掲示板

(2) 平成 2 年 5 月 2 2 日以前、灯油専用の移動タンク貯蔵所（トラックの荷台の上に移動貯蔵タンクを積載し、U ボルトで固定し、積替えをしないもの）は、運用上積載式の移動タンク貯蔵所としてきたが、平成 2 年 5 月 2 3 日以降は積載式以外の移動タンク貯蔵所として取り扱う（平成元年 7 月 4 日消防危第 6 4 号質疑）。

(3) 移動タンク貯蔵所のタンク後部鏡板にタンク内部清掃用のマンホールを設置することは認められない（昭和 5 5 年 1 2 月 2 6 日消防危第 1 5 5 号質疑）。

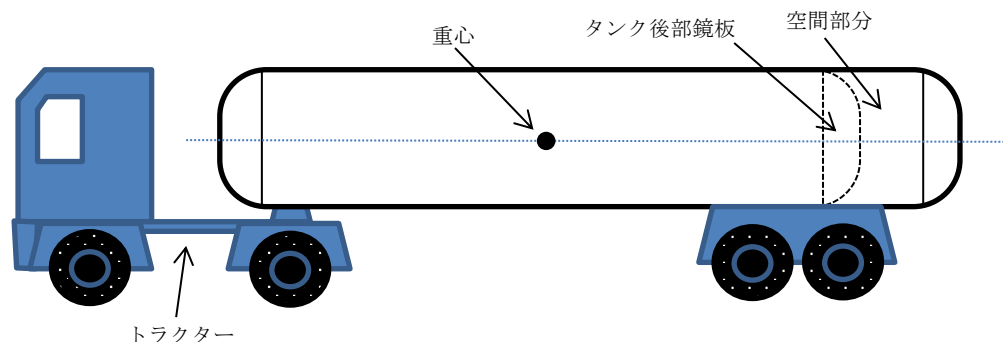
- (4) 危政令第15条第1項第9号に規定する底弁を空気圧で作動する機器により開閉する構造として差し支えない（平成4年2月6日消防危第13号質疑）。
- (5) 危政令第15条第1項第13号に規定する「可燃性の蒸気に引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう（平成元年7月4日消防危第64号質疑）。
- (6) 危政令第15条第1項第15号に規定する結合金具として、移動タンク指針の構造例に適合する突合せ固定式結合金具のものは認めて差し支えない。
- (7) 被けん引車式移動タンク貯蔵所のトラクター側に、作動油タンク及び油圧ポンプを、トレーラー側にオイルモーター及び吐出用ポンプを積載し、エンジンミッションから動力伝動軸を介してトラクター側の油圧ポンプを作動させ、この油圧によりトレーラー側のオイルモーターを介して吐出用ポンプを作動させる構造のものを設置して差し支えない（昭和58年11月29日消防危第124号質疑）。
- (8) 移動タンク貯蔵所の防護枠の後部に、後方確認用のカメラを設置する場合には、防護枠の強度に影響を与えないものとするほか、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、可燃性の蒸気に引火しない構造とする（平成元年7月4日消防危第64号質疑）。
- (9) 危政令第15条第1項第17号に規定する「危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備」に代えて、その内容を鏡板に直接記載しても差し支えない（平成元年7月4日消防危第64号質疑）。
- (10) 被けん引式の移動タンクの前方又は後方に空間部分を設け、この空間部分に次の設備を設けた構造の移動タンク貯蔵所については、認めて差し支えない（平成7年1月12日消防危第3号質疑・平成18年9月19日消防危第191号質疑。第14-2図参照）。

ア タンクの水压試験における漏れ又は変形の確認等を行うための人の出入りさせることを目的とした点検用出入口

イ タンク前部鏡板部分又はタンク後部鏡板部分から危険物が漏えいした場合、空間部分での可燃性蒸気の滞留防止に有効な空間部分の上下に各1箇所以上に設けられた通気口

ウ タンク前部鏡板又はタンク後部鏡板を外部から目視できる点検口

エ 空間部分に雨水の侵入等によって、水が滞留することを防止するための水抜口



第14-2図 タンクの後方に空間部分を設けた移動タンク貯蔵所

2 積載式移動タンク貯蔵所の基準

- (1) 危政令第15条第2項に規定する積載式移動タンク貯蔵所の技術上の基準については、移動タンク指針「第3 積載式移動タンク貯蔵所」による。
- (2) 危規則第24条の5第3項第8号に規定する「附属装置」とは、マンホール、注入口、安全装置、底弁等それらが損傷すると危険物の漏れが生じるおそれのある装置をいい、このおそれのない断熱部材、バルブ等の収納箱等は含まれない。

なお、すみ金具付きの箱枠にあつては、すみ金具の最外側を箱枠の最外側とする。

(3) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いについては、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」（平成13年4月9日消防危第50号通知）によるほか、次による。

ア 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンク（タンクコンテナ）に、危規則第24条の5第4項第4号に定める表示を行う場合には次に掲げる方法として差し支えない（平成7年3月10日消防危第22号質疑）。

(ア) 文字、許可行政庁及び許可番号の表示は塗料で表示する方法、シールを貼付する方法とする。

(イ) 表示は、タンク本体の外面及びタンクを収納する箱枠に取り付けられた表示板に行う。

イ 国際輸送用タンクコンテナについて、海外から運んできた積み荷を下ろした後、移動タンク貯蔵所として国内で使用して差し支えない（平成6年7月29日消防危

第66号質疑)。

3 給油タンク車

危政令第15条第3項に規定する航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所(以下「給油タンク車」という。)の技術上の基準については、移動タンク指針「第4 給油タンク車及び給油ホース車」によるほか、次による。

- (1) 危規則第24条の6第3項第1号に規定する「火炎の噴出を防止する装置」とは、遠心力を利用して排気中の固形分を分離する遠心式火花防止装置をいう(平成元年7月4日消防危第64号質疑)。
- (2) 危規則第24条の6第3項第2号に規定する「給油ホース等が適正に格納されていないと発進できない装置」とは、給油ホース等が適正に格納されていない場合、ギヤーがニュートラル以外になれば、エンジンが止まる装置をいう(平成元年7月4日消防危第64号質疑)。
- (3) 給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル(開放状態で固定する装置を備えていないものに限る。)により給油を行うオーバーウイング給油タイプの給油タンク車には、危規則第24条の6第3項第2号に規定する「給油ホース等が適正に格納されていないと発進できない装置」を設けなくても差し支えない(平成元年12月21日消防危第114号質疑)。☆
- (4) 危規則第24条の6第3項第3号イに規定する「最大常用圧力」とは、リリース弁付きのものにあつてはリリース弁の吹き始め圧力をいい、リリース弁がないものにあつてはポンプ吐出圧力をいう(平成元年12月21日消防危第114号質疑)。
- (5) 危規則第24条の6第3項第1号及び危規則第26条第3項第6号ロに規定する火炎の噴出を防止する装置について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成15年国土交通省告示第1317号)による改正後の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第41条に基づく排出ガス規制(平成17年排出ガス規制)に適合している場合には、これと同等以上の性能を有するものと認められる(平成19年3月29日消防危第68号質疑)。

4 アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等の移動タンク貯蔵所

- (1) 危規則第24条の8及び第24条の9で特例を定めていない事項については、危政

令第 15 条第 1 項及び第 2 項の基準を適用する（平成元年 3 月 1 日消防危第 14 号・消防特第 34 号通知）。

- (2) 道路運送車両の保安基準に定められる道路運送車両の車両総重量に係る基準を満足する場合にあっては、アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所を 3 基以上積載することは認めて差し支えない（平成 9 年 3 月 25 日消防危第 27 号質疑）。